

広島県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道横島循環線	福山市内海町字岩谷一五四五番一地从ら 福山市内海町字横引一五五一番地先まで	平成二八年十二月二日